

# ケアマネ通信

第16号

2022

Nov.



## 今月の表紙：瀬谷ケアマネット（瀬谷区ケアマネ連絡会）

瀬谷区では毎月1回、連絡会の会議を瀬谷区役所高齢障害支援課の担当者、包括支援センターの主任介護支援専門員も参加し、コロナ感染症予防の為、現在はZOOMでの開催をしております。

瀬谷区は小さな区で人口もやや減少方向でもあり横浜市全体の高齢化率が24%に対し、県営市営の団地も多くあるせいか瀬谷区の高齢化率は28%となっております。

その為、高齢者の相談も多く、多職種間の情報共有、連携が自然と密に行われています。

訪問介護、通所介護、訪問看護の連絡会への参加もケアマネットの役員が参加をするだけでなく、年に1回は医師、薬剤師、歯科医師、在宅医療相談室、瀬谷区役所との勉強会・交流会も行われており、利用者を地域で支援をする上で医療職とも顔の見える関係ができてきている地域でもあります。地域での情報共有のツールとして、サイボウズも使用しITも活用した情報共有などの工夫も行っております。

今後は訪問看護と連携し主催を12月に予定している医療倫理研修、瀬谷区役所・包括支援センター社会福祉士部会と協働での高齢者虐待研修の開催など、コロナ禍の中でも地域の一員として皆でスキルアップなどを目指しており、顔の見える密な関係が継続できるよう活動を続けたいと思っております。

瀬谷ケアマネット 代表 成田玲子

## 目次

ケアマネリレーコラム .....	2	第20回神奈川県介護支援専門員	
成年後見とケアマネ3 .....	2	研究大会開催のお知らせ .....	6
Liberokamakuらについて .....	3	ケアマネあるある .....	7
災害対策について .....	5	編集後記 .....	7
		インフォメーション .....	8

～神奈川県で働くケアマネジャーが日々思ったことなどを綴っていきます～

## ケアマネリレーコラム

横浜市たまプラーザ地域ケアプラザ地域包括支援センター 沢口 寛子

あいはなケアセンター宮前の神さんからバトンを受け取りました、たまプラーザ地域ケアプラザ地域包括支援センターの沢口です。今年の6月に主任ケアマネジャーとして着任してからの事を、徒然と書かせていただきます。

私の属するたまプラーザ地域は、閑静な住宅街に長年住む高齢者世帯と、大規模な駅前開発で増加した現役世代とが混在するエリアで、文化や芸術へのアンテナが高く、様々なイベントが盛んな街です。

アクセスの良い駅ビルに設置されている所以もあり、地域ケアプラザには毎日たくさんの人々が来館されます。自治会や民生委員さん、老人会の皆さん、ボランティア団体、NPO法人や音楽家、学生さんと、その多様さに驚きました。これまで、居宅のケアマネジャーとして自分なりに多機関と連携していたつもりでしたが、実は、介護保険というフィルターを通して、狭い視野で地域を見ていたようです。そこで暮らす人々には、その土地なりの暮らしや文化や繋が

りがあって、介護保険サービスは、そうした背景と地続きなんですね。

さて、日々の風景をひとつ。

ケアプラザの子ども向け事業には、沢山の親子が来館されます。ズラッと並んだベビーカーの壮観な事!賑やかな赤ちゃんの泣き声を聞いた、カフェ参加の高齢者の方が、「私ら年寄りからしたら、子どもの泣き声は鈴の音みたいなもの。いっぱい泣いて大きくなるんだよ～」と、目を細めて赤ちゃんを見守ってくれます。若いお母さんも、日頃ワンオペで息詰まりがちなか、ケアプラザに来ると「お互い様でいいんだ」と、ホッと一息つけるそうです。そうした光景を眺めていると、陽だまりの縁側みたいだなあ～と心が暖かくなります。

互いに、誰かが誰かのためにある、自然な結びつきで繋がる街であるよう、「あいだのひと」として、たくさんの声をつないでいきたいし、そういった広い視点を持って地域のケアマネジメント支援をしていきたいです。

### 成年後見とケアマネ3

本稿では、Aさんの申立の類型をどうするか?について、包括職員Bさんの思考過程を見ていきたいと思います。

成年後見制度は、大きく分けて法定後見制度と任意後見制度の2つに分類されます。任意後見制度は、将来、認知症等で判断能力が低下した時に備える制度なので、現時点で認知症の症状がみられるAさんにはふさわしくありません。

Bさんは、Aさんの困りごとを解決するのに適切なのは法定後見制度であると考えました。

法定後見制度は、後見・保佐・補助の3つの類型があります。

後見類型は、判断能力を欠く状態で、日常の買い物も一人でできない方が対象になります。

保佐類型は、判断能力が著しく不十分で、日常の買い物は一人でできるが、重要な財産管理等はできない人が対象となります。

補助類型は、判断能力が不十分で、重要な財産管理等を一人ですることが不安な人が対象となります。

介護のレベルに例えるなら、後見は全介助、保佐は一部介助、補助は見守りにあたると思います。

では、Aさんは3類型のうちどの類型で申立するのか、Bさんは、改めて、アセスメントを行いました。

日常の買い物はできているが、短いインターバルで金融機関より高額の出金を繰り返すなど、重要な財産管理ができているとは言い難い部分がある。その辺のサポートを的確に行うことができれば、Aさんの望む生活を続けていくことはできるだろうと、見通しを立てました。また、Aさんの同意により、保佐人に一定の重要な行為に対する代理権・取消権を付与することで、Aさんが日常生活で困らないサポートをすることが可能となります。このような思考の結果、保佐類型で申立するのが適当であろうと判断しました。

保佐類型の場合、裁判所が定めた一定の事柄に代理権・取消権が付与されますが、補助類型の場合は、本人が望む一定の事柄について代理権・取消権を付与して、本人を守ります。

本人のできないところをサポートする意味で、自立支援に向け本人の意思決定を尊重したかわりが可能となります。

これらに対して、後見類型は包括的な代理権・取消権が付与されます。つまり、後見人に大きな権限が付与されます。

裁判所の統計資料では、令和3年12月末で、後見制度利用者数はおよそ24万人になります。内、成年後見は17.7万人、保佐は4.6万人、補助は1.4万人、残りが任意後見となっています。

利用者の約74%が後見類型となっています。後見類型は、本人を守るという意味では大変有効な側面があります。その一方、守ることが優先するあまり、本人の能力を引き出せていない側面があると感じています。

私たちは、成年後見制度の利用を検討する際には、保護偏重にならず、本人のしていること、できることに着目して、自立支援につなげる視点で後見制度を活用することが大切だと思います。

広報出版委員 (お)

### Liberoかまくらについて

社会福祉法が改正され、令和3年4月1日より「重層支援体制整備事業」が創設されました。

重層支援体制整備事業は「包括的相談支援事業」、「多機関協働事業」、「参加支援事業」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、「地域づくり事業」の5事業を一体的に実施するものです。

鎌倉市では令和4年4月から「重層支援体制整備事業」を開始し、そのうちの「多機関協働事業」と「参加支援事業」を鎌倉市社会福祉協議会が受託し、「Liberoかまくら」の事業所名で事業を実施しています。

#### Liberoかまくらの業務

例えば…

##### 【8050世帯】

80代の認知症の父親と50代の長年ひきこもり状態にある息子。生活困窮など複数の課題も抱えている。

##### 【ヤングケアラー】

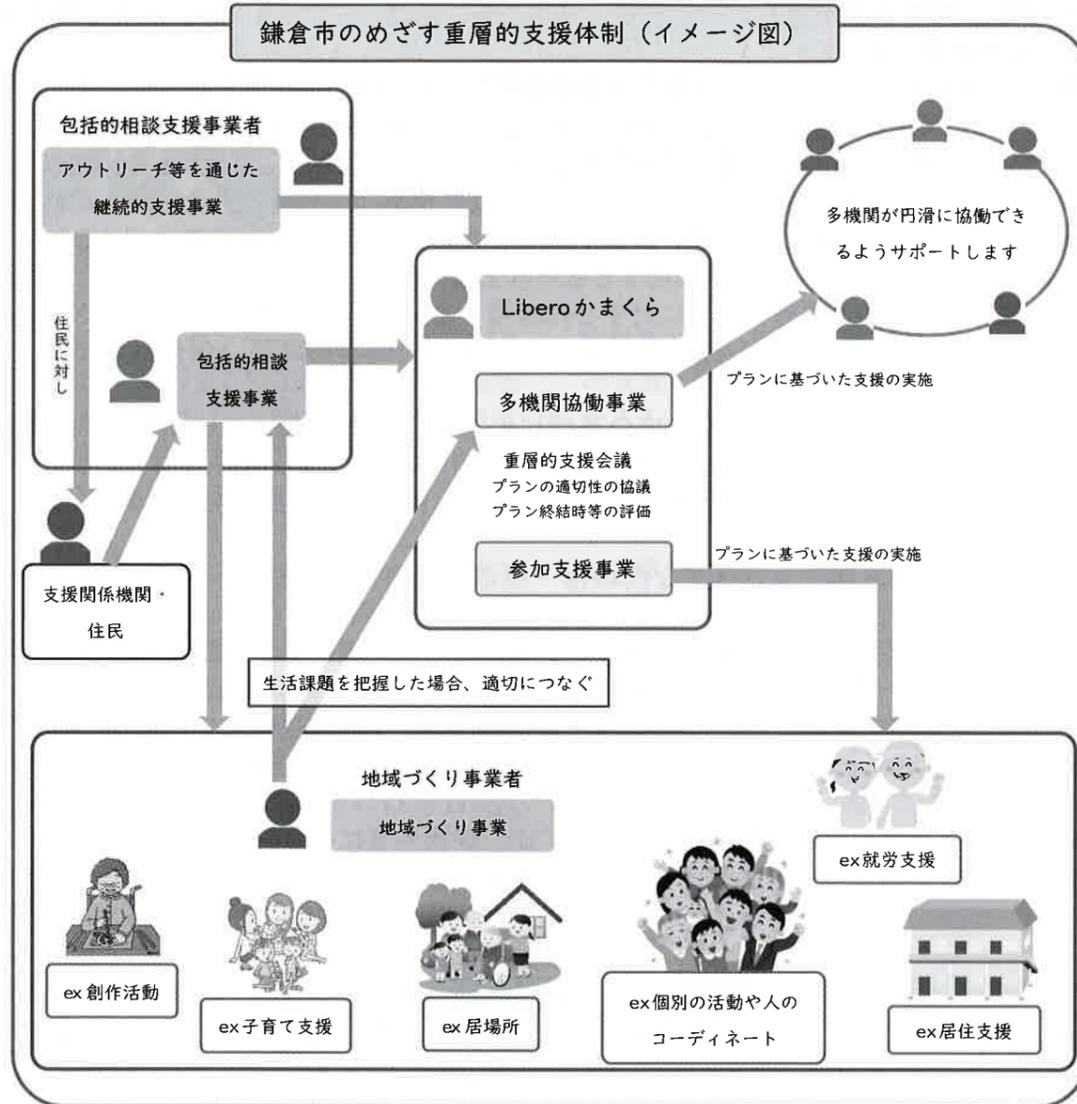
うつ状態で日常の家事が行えない母親に代わり、学生である娘が家事を担う。

また母親の状態が気になり登校することができず、見守る状態が続いている。

##### 【ひきこもり】

アスペルガー症候群、双極性障害のある20代の女性。

学生時代にいじめを経験。以降、社会との繋がりが希薄化し、ひきこもり状態にある。



**Liberoかまぐらの業務**

**「多機関協働事業」**

これまで、日本の福祉制度や政策は分野ごとに制度設計がされており、分野をまたいだ生活課題※に対しては対応が困難な状況がありました。

こうした状況における、各分野のつなぎ役・調整役として多機関協働事業者（Liberoかまぐら）が役割を果たすことにより、世帯全体の課題に対応していくことになります。

多機関協働事業が機能することにより、各分野の支援関係機関が抱え込んでいる複雑化・複合化した課題が整理され、各分野の支援に注力することが出来ます。

**「参加支援事業」**

既存の社会参加に向けた事業では対応できない方々を対象として、ご本人やその世帯のニーズや抱える課題等を丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートやマッチングを行います。

◎重層支援体制整備事業は、支援者が日頃から広い視野を持ち、変化が起きた時に声を上げることが、大きな第一歩となっていきます。

社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会  
**Liberoかまぐら**  
 電話 0467-40-3240

**災害対策について**

災害支援委員会 委員長 小藪 基司

平成23年の3月11日に私たち神奈川の介護支援専門員も未曾有の大災害に直面しました。あの日、寒さと真っ暗闇の中を施設で、そして事業所で利用者や仲間と過ごされた方も沢山いらっしゃると思います。（一社）神奈川県介護支援専門員協会（以下、本会）では、この東日本大震災をきっかけとして本格的に災害対策に取り組む事になりました。あれから10年以上の歳月がたちましたが、風水害、火山災害、地震、そして新型コロナウイルス感染症のパンデミックと私たちは常に災害に晒されてきました。介護が必要な高齢者が自らの主体性を発揮して自分らしい自立した生活を続けられるよう、生活環境を整え、必要な社会資源を調整していく私たち介護支援専門員にとって、もはや災害は「まさか」の事態ではなく、現実起こりうる事態として備えておくべき時代になりました。このような背景を踏まえて今回は①「介護支援専門員のための災害支援対応マニュアル」、②BCPの策定、③神奈川DWATの3点についての情報を提供させていただきます。

**「介護支援専門員のための災害支援対応マニュアル」**

まず「介護支援専門員のための災害支援対応マニュアル」は、本会が策定したマニュアルです。本会は東日本大震災では宮城県石巻市や女川町に、そして平成元年9月に千葉県を中心に大規模停電を引き起こした台風15号による災害では千葉県鴨川市に介護支援専門員を派遣するなど被災地での支援活動を重ねてきました。これらの活動から得た知見を（一社）日本介護支援専門員協会が策定している「災害対応マニュアル」との整合性をとりつつ策定したのがこの神奈川独自のマニュアルです。

内容は、平常時の準備、発災当日～3日間（応急期）、発災4日目～1か月間（応急期～復旧期）と大きく3パートに分かれており、それぞれの時期に介護支援専門員が何に注意して支援を行えばよいのかがチェック式で示されています。時間の経過と共に利用者の置かれる状況は多様化するため、発災4日目～1か月間のパートでは利用者ごとに作成してケースファイルに綴じ込む方式をとっています。本マニュアルは本会のホームページのトップ画面よりダウンロードができます。

**BCPの策定**

令和3年度の介護報酬改定で3年以内に策定が義務づけられたBCPですが、準備は進んでいるでしょうか？BCPについては、厚生労働省のホームページに掲載されているガイドラインや研修動画をご覧になった方も多いと思います。多くの書籍も出ており、沢山の情報にもしかしたら翻弄されているのではないのでしょうか？

厚生労働省の自然災害版ガイドラインでは、1総論、2平常時の対応、3緊急時の対応、4他施設との連携、5地域との連携という5分野に45項目の記載項目が示されていますが、これを見ただけで作業が止まってしまう方もいらっしゃるかもしれません。

そんな状況での最初のステップとしてお勧めするのが核となる部分を作ってしまうことです。核になる部分とは、①事業所で一番に復旧させるべき業務は何なのか？です。そしてそれをいつまでに完了させるのかという目標復旧時間を定めることです。ここは事業所内で話

し合って決めたい部分です。私たちが想定する顧客（利用者）にとって最優先で復旧してほしい業務とは何でしょうか？

次は私たちの事業者が立地する場所はどこな災害リスクがあり、それらに対応してどういう状況になったらBCPを発動するのかを決めることです。自治体作成のハザードマップを見つつ、地震、土砂災害がリスクとしてあった場合は、地震＝震度5強以上、土砂災害＝警戒レベル4などです。

このようにBCPにとっての最初の一步の部分をまずは作ってしまいましょう。作業というのは始めるまでが大変で、一旦始めてしまえば何とかなるものです。完璧を最初から目指すのではなく、できるところから始めてみましょう。

## かながわDWAT

令和3年度から「神奈川DWAT（神奈川災害福祉派遣チーム）」が始まっています。DWATとは、大規模災害発生時に、一般避難所等に派遣して要配慮者の支援を行う福祉チームです。本会はこの神奈川DWATの協力団体となっております。神奈川県ではまだDWATの派遣実績はありませんが、令和3年7月に静岡県熱海市伊豆山で発生した土石流災害では、市内に開設された避難所に静岡DWATが派遣されるなど、ここ数年毎年のように起こる風水害等では各地のDWATに派遣要請が出ています。

DWATは1チーム5名程度で編成され、1チームの派遣期間は概ね5日程度です。全体の派遣期間は派遣開始から1か月程度を想定しています。派遣先は基本的には県内の被災地になりますが、国または被災地の都道府県から神奈川県に要請があった場合は、県外への派遣もあり得ます。

避難所での生活は高齢者にとっては住環境の劇的な変化でもあり、「災害支援対応マニュアル」でも触れているようにマネジメントすべき事項が多岐に渡ります。そのため介護支援専門員が避難所に派遣される意義はとても大きいものがあり、被災された高齢者の皆様が次のステップへスムーズに移行できるように神奈川DWATにたくさんの介護支援専門員を送り出したいと考えております。

神奈川DWATのチーム員になるには2つのステップがあります。まずは本会が実施する予備研修（令和4年12月12日（月）開催予定）にご参加いただき、続いて令和5年の夏頃に開催される神奈川県が実施するDWAT登録研修を受講していただきます。これでチーム員になることができ、県よりチーム員登録証が発行されます。12月12日（月）の研修は本会ホームページにてご案内を掲出予定ですので、多くの皆様のご参加をお待ちしております。

## 第20回神奈川県介護支援専門員 研究大会開催のお知らせ

第20回神奈川県介護支援専門員研究大会を令和5年2月11日（土）にひらつか地域介護システム会議居宅介護支援連絡会、湘南ウエスト大磯二宮介護保険事業者連絡会の協力のもとZOOMを使用して、オンラインにて開催いたします。

大会テーマは「つなぐ～彩り豊かな人とのつながり～」です。詳細は本会HPをご覧ください。ご参加をお待ちしております。

## ケアマネあるある

主介護者である長女が新型コロナウイルスの陽性者となった為、利用者が濃厚接触者になりました。これまでデイサービスとショートステイを利用していましたが、一時的に受け入れ拒否となったため、同僚のケアマネジャーより、他に受けてもらえる事業所はないかという相談がありました。

そのため、まずはアセスメント情報や、サービス利用状況等を一緒に確認しました。

利用者は一人暮らしであり、近所に長女が暮らしている。長女は毎日安否確認を兼ねて食事を届けている。デイサービスは週5日利用しており、長女の介護負担軽減を目的に、月に1～2回程度ショートステイを利用している。排泄状況を確認すると、自宅内は伝い歩きにて移動出来ており尿意便意もあるため、トイレでの自立した排泄が行えている。入浴は、加齢による下肢筋力の低下から一人では困難のため、デイサービスにて入っている。その際、移動は付き添っており、洗身等は自身で行っている。

よって、清潔保持は自力にて清拭対応とし、食事の準備が行えないため、配食サービスを利用することで、一時的な在宅生活の継続は可能と判断された。

今回は急な状況変化によって、これまでのサービスを継続させることに囚われてしまい、一時的な対応の検討に視点が向かなかつたと考えられます。この場合、食事や排泄といった、確実に必要とされる支援から優先していく視点が重要と感じました。（な）

## 編集後記

少しずつ季節の移り行く中、新聞紙面の感染者数もピーク時に比べ、日々減少してきました。バイデン米大統領は9月18日放映の米CBSテレビのインタビューで、米国の新型コロナウイルス感染症を巡り「パンデミック（大流行）は終わったが、新型コロナウイルスは問題であり続けており、まだやるべきことはたくさんある」としつつ「状況は変わっている」と強調したと報道されました。

超高齢社会に突入する2025年を控え、この3年間をどのように取りもどせば良いかの、これからの介護保険制度や障害福祉制度、地域包括ケアシステムの構築をはじめ多くの課題は積み残されたままになっています。ギヤを切り替えねばならないのはわかっていますが、気持ちがついていかない。先の見えない不安からかですかね。はたまた、コロナの副反応ですかね。

でも明らかに進んだのは、デジタル化と非対面・IT技術です。モニターを21インチに拡大して事務作業の効率を図っても体力・能力がついていかない、後から後か

ら仕事が増えるばかり、特にWebの対応は難儀です。トリセツに書いてあるカタカナの意味が分からない。漸くWeb会議は、対応できるようになりました。数字の報告や画面の共有ができ効率的に対応できるし、指示、伝達には問題はない、数字の追求も少なくなり、発破をかけられることもなく事務的になっています。

しかし、Web研修に関しては、受けても、頭に残らない、画像は視覚に残るのだが、驚きがない、発見がない、自発性が生まれにくい、気持ちが入って行かない、どうしても慣れない。アナウンサーのように講師は、台本読みになっているように思うのは私だけかも知れません。自発性の問題とわかっては、いるのですが、世代のギャップを感じております。

一日も早く対面でのわくわくするような研修会を受けることができるようになりたい。ただ今の私には、発破をかけてほしいだけかもしれません。

ドライアイ用の目薬は手放せなくなりました。（M）

## ■「会員の皆様へ」

会員資格は、年度ごとの自動更新になります。退会のご意向がある会員におかれましては、3月31日までに退会届のご提出をお願い致します。ご提出がない場合、次年度の会費請求の対象となります。また、今年度の会費を未納されている方は、今年度会費ご入金の上で退会となります。

ご自宅住所やご所属が変更になった場合は、変更届のご提出をお願いいたします。退会届、変更届は本会HPよりダウンロードできます。ご記入の上、FAXもしくは郵送でご提出ください。

## ■メールアドレス登録のお願い

会員の皆様へは、本会主催研修会等の情報をメールでご案内しています。

メールアドレスの登録がお済みでない方は、本会ホームページ「ケアマネの森」のトップページ「メールアドレスご登録のお願い」より登録をお願い致します。メールアドレスを変更したい方もこちらから、変更をおこなってください。



## Contact